

「農業G L P 適合確認に係る資料作成要領」の制定について（平成16年3月31日付け15消安第7396号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）一部改正新旧対照表
（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">農業G L P 適合確認に係る資料作成要領</p> <p>（略）</p> <p>[この資料作成要領中で用いた略語] この資料作成要領では、以下の略語を使用しています。</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構法：機構法 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律：化審法 労働安全衛生法：安衛法 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律：飼料安全法 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律：医薬品医療機器等法</u></p> <p>（略）</p> <p>2 試験分野又は項目</p> <p>※ 農薬取締法に基づく場合は「試験の分野」、機構法、化審法又は安衛法に基づく場合は「試験の項目」、<u>医薬品医療機器等法</u>（動物用医薬品）に基づく場合は「適合性の確認を希望する試験の種類」としてください。</p> <p>※ （略）</p> <p>※ <u>医薬品医療機器等法</u>（動物用医薬品）に基づく場合は、休止中のため3年以上行っていない試験又は実施可能であるが今まで実施していない試験について希望する場合も記載してください。</p> <p>（略）</p> <p>1 1 最近の職員の教育、研修等の概要及び実施状況</p> <p>（略）</p> <p>※ 実施状況は、機構法又は飼料安全法に基づく場合にあつては1年、<u>医薬品医療機器等法</u>（動物用医薬品）に基づく場合にあつては昨年度当初から現在まで、農薬取締法、化審法又は安衛法に基づく場合にあつては3年について記載してください。</p> <p>（略）</p> <p>1 3 運営管理者及びその他の主要職員の業務分担、指名、職名、資格、履歴、研究経歴、所属学会等</p> <p>（略）</p> <p>※ 4 ウ「資料保管施設管理責任者」とは、化審法又は安衛法に基づく場合にあつては試資料保管責任者を、農薬取締法又は飼料安全法に基づく場合にあつては資料保管責任者を、<u>医薬品医療機器等法</u>（動物用医薬品）又は機構法に基づく場合にあつては資料保存施設管理責任者を指すものである。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">農業G L P 適合確認に係る資料作成要領</p> <p>（略）</p> <p>[この資料作成要領中で用いた略語] この資料作成要領では、以下の略語を使用しています。</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構法：機構法 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律：化審法 労働安全衛生法：安衛法 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律：飼料安全法 （新設）</p> <p>（略）</p> <p>2 試験分野又は項目</p> <p>※ 農薬取締法に基づく場合は「試験の分野」、機構法、化審法又は安衛法に基づく場合は「試験の項目」、<u>薬事法</u>（動物用医薬品）に基づく場合は「適合性の確認を希望する試験の種類」としてください。</p> <p>※ （略）</p> <p>※ <u>薬事法</u>（動物用医薬品）に基づく場合は、休止中のため3年以上行っていない試験又は実施可能であるが今まで実施していない試験について希望する場合も記載してください。</p> <p>（略）</p> <p>1 1 最近の職員の教育、研修等の概要及び実施状況</p> <p>（略）</p> <p>※ 実施状況は、機構法又は飼料安全法に基づく場合にあつては1年、<u>薬事法</u>（動物用医薬品）に基づく場合にあつては昨年度当初から現在まで、農薬取締法、化審法又は安衛法に基づく場合にあつては3年について記載してください。</p> <p>（略）</p> <p>1 3 運営管理者及びその他の主要職員の業務分担、指名、職名、資格、履歴、研究経歴、所属学会等</p> <p>（略）</p> <p>※ 4 ウ「資料保管施設管理責任者」とは、化審法又は安衛法に基づく場合にあつては試資料保管責任者を、農薬取締法又は飼料安全法に基づく場合にあつては資料保管責任者を、<u>薬事法</u>（動物用医薬品）又は機構法に基づく場合にあつては資料保存施設管理責任者を指すものである。</p> <p>（略）</p>